

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年4月25日

大磯港賑わい創出施設の指定管理期間について

---

## 資 料

---

大磯港賑わい創出施設の指定管理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

【参考】指定管理者の指定について（平成30年 議案第29号）・・・・・・・・・・ 3

産業観光課

# 大磯港賑わい創出施設の指定管理期間について

## 1 概要

大磯港賑わい創出施設の指定管理期間について、旧漁協施設の解体の遅れや新型コロナウイルス感染症拡大により施設完成が1年遅れ、指定管理期間の1年目となる令和2年度からの供用開始ができず、令和3年度からとなったことで、実質の指定管理の期間が4年間となってしまふことから、指定管理の期間を1年延長し、「令和8年3月31日まで」としたいものです。

## 2 指定管理者の指定

平成30年6月議会で議決（資料3頁参照）

- 施設の名称 : 大磯港賑わい創出施設
- 指定管理者の名称 : 株式会社田園プラザ川場
- 指定の期間 : 平成32年4月1日から平成37年3月31日

## 3 変更（案）

### 指定の期間

現行	変更（案）
<b>【5年間】</b> 平成32年（令和2年）4月1日 ～平成37年（令和7年）3月31日	<b>【6年間】</b> 平成32年（令和2年）4月1日 ～令和8年3月31日

## 4 指定期間延長に至る経過及び理由

- (1) 指定管理者の指定は、平成32年（令和2年）3月の工事完成を見込み、工事請負契約締結前の平成30年6月議会にて議決された。
- (2) 施設の整備工事は、大磯二宮漁業協同組合での施設解体工事の遅れや新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工期が遅延し、完成は令和2年11月となった。
- (3) 指定管理期間は、平成32年（令和2年）4月1日から平成37年（令和7年）3月31日までの5年間にも関わらず、工事の遅延により計画どおり施設が完成しなかったことから、平成32年（令和2年）4月1日から指定管理が開始されなかった。
- (4) 工期の遅延という町の事情により指定管理期間が実質1年短い4年間となると、指定管理者の公募時に提出した5年間の収支計画と整合が図れない。
- (5) 指定管理者からも、指定期間5年間での収支計画のもと、施設運営のための設備投資を行っており、公募要件とは異なる状況に関し、指定期間1年の延長要望がある。

## 参考：大磯港賑わい創出施設に関する経過

時期	内容	備考
平成 30 年 1 月	指定管理者の公募	
<b>平成 30 年 5 月</b>	<b>指定管理者の決定</b>	<b>平成 30 年 5 月 31 日議決</b>
平成 31 年 3 月	賑わい交流施設整備工事請負契約	完成予定：令和 2 年 3 月
<b>令和 2 年 4 月</b>	<b>指定管理期間開始</b>	<b>施設建設中</b>
令和 2 年 11 月	賑わい交流施設完成	
<b>令和 3 年 4 月</b>	<b>賑わい交流施設オープン</b>	供用開始

### 5 今後のスケジュール

「4 指定期間延長に至る経過及び理由」及び大磯町指定管理者候補者選定等委員会の中間評価での“1年延長”との意見なども踏まえ、6月議会定例会にて以下の議案の提案を予定。

#### 実質5年間の営業期間を確保するため

指定の期間を

「平成 32 年(令和 2 年) 4 月 1 日から平成 37 年(令和 7 年) 3 月 31 日まで」 から

1 年延長した



「平成 32 年(令和 2 年) 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」 に変更

## 指定管理者の指定について

大磯港賑わい創出施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 大磯港賑わい創出施設
  
- 2 指定管理者の名称等
  - (1) 所在地  
群馬県利根郡川場村大字菰室385番地
  - (2) 名称  
株式会社田園プラザ川場
  - (3) 代表者  
代表取締役 永井 彰一
  
- 3 指定の期間 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

平成30年5月31日提出

大磯町長 中 崎 久 雄